

令和8年 第8回 委員会議題

令和8年5月20日

1 議 案

議案第43号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第44号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

議案第45号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第46号 在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第 43 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 8 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 457 人 |
| | 内訳 死亡者 | 132 人 |
| | 市外転出者 | 324 人 |
| | 登録移転者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 8 年 5 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。(赤②)

(参考)

1 死亡者

令和8年4月1日から令和8年4月30日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年12月1日から令和7年12月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	74	58	132
転 出 者	161	163	324
登録移転者	0	1	1
誤 載 者	0	0	0
計	235	222	457

議案第 44 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和 8 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 登録する者の数 1人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和 8 年 5 月 20 日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。(赤③)

【参考】在外選挙人名簿登録者数(令和 8 年 5 月 20 日現在)

男	女	計
33	68	101

議案第 45 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 8 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

閲覧状況の一覧表は別紙①のとおり

(根拠)

公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

(緑③・⑤)

議案第 46 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和 8 年 5 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

（根拠）

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。（緑③・④・⑤）